

由布市男女共同参画推進条例

前文

少子高齢化の進展、更には社会経済情勢の急激な変化の中にあつて、男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を発揮することができる共同社会の実現が重要である。

このような状況の中、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにして、その方向を示し、男女共同参画を総合的、かつ計画的に推進することにより、豊かな未来と活力ある由布市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し、その基本理念を定め、市と市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的、かつ計画的に推進し、もつて豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野における活動に参画し、ひとしく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業を展開する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる活動分野において、男女間の参画機会の格差を改善するために、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手を不快にさせ、その人の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応によりその人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、人としての尊厳を重んぜられ、性別によって不平等な取扱いを受けないうよう配慮されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣例が、男女の自由な活動の選択を妨げないよう配慮されなければならない。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体などの施策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活において家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、職業生活や地域活動ができるようにしなければならない。
- (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重され、生涯にわたって心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、その他の施策についても男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭活動の両立を支援し、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市を訪れる人や関係者との協調)

第7条 男女共同参画社会は、国、県又は他の地方公共団体と協調し、市の来訪者や関係者にその基本理念への理解を求めて実現していかなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的役割分担、セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いまいよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定する。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民の意見を反映し、第19条に定める由布市男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるために、機会を通じて情報を提供し、啓発活動を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、民間の団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活の活動と他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活と、職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第14条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、事業者及び民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談等の申出)

第15条 市は、市民又は事業者等からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、積極的に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定による申出に対応するため、由布市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による申出に対し、必要があると認めるときは調査を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対して指導及び助言を行うことができる。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画推進の施策を策定し、実施するために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言をすることができる。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(由布市男女共同参画審議会の設置)

第19条 男女共同参画を円滑に推進するため、由布市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第10条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。

(2) 第15条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- 2 男女いずれかの委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。